

令和4年10月24日

令和4年10月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年10月24日（月） 午後1時30分～2時15分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員（14人）

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員（7人）

第1地区	九鬼 実	第2地区	中井 昇
第3地区	中野 勝之	第4地区	上田 昌彦
第5地区	行田 修	第6地区	谷山 正昭
第7地区	辻 清一		

5 農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	梶 日出男	事務局次長	松下 伸弘
主査	奥田 真貴子		

6 議事録署名委員

12番	吉田 公俊	13番	久保 睦子
-----	-------	-----	-------

7 その他出席職員

農林課 主幹	吉村 雅成	農林課 主査	井筒 清和
--------	-------	--------	-------

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園開設の認定にかかる農業委員会の決定について

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第3号 事業計画変更届
- 報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

(4) 報告事項

第46回茨木市農業祭の概要

(5) その他

第46回茨木市農業祭における農地相談担当

9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和4年10月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は、14名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程、お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、議席番号、12番、吉田 公俊委員、並びに、議席番号、13番、久保 睦子委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしており、それぞれ問題は無いとの回答をいただいておりますので報告いたしておきます。
それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局主査、奥田さん。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、4筆、2,481㎡についてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認ください。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請があったものです。

譲受人は、譲渡人の甥、姪の関係にあり、それぞれ所有権持分27の1を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

なお、譲受人の親族母が当該農地の所有権持分9分の5を保有しており、権利取得後は親子が共同で農業経営に従事する計画であります。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご質問等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園開設の認定にかかる農業委員会の決定について、1件を議題とします。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局次長 松下君。

事務局

議案第2号、市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園開設の認定にかかる農業委員会の決定、1件、3筆、3,393㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、市民農園開設の認定に当たり、審査依頼があったものでございます。

なお、当該地は市街化調整区域内の農地であり、市民農園を開設するには市民農園区域として指定が必要となりますが、本年2月定例会で区域指定について同意し、その後大阪府知事の同意を得て区域指定がされております。

申請地の位置及び市民農園施設の計画については、それぞれ議案第2号参考資料でご確認をお願いします。

申請地は2か所になっており、距離的には70mほど離れています。

市民農園の概略でございますが、栽培区画として1区画当たりの面積は35㎡から81㎡で計50区画、市民農園施設としましては園路、トイレ、手洗い場、休憩所、ごみ置場、駐車場、駐輪場、農機具庫を整備する計画となっております。

貸付期間は1年間、1区画当たりの賃貸料は、1月当たり8,500円から19,000円となっております。

利用者の募集は、市の広報誌やインターネットにより周知し、申込をした者の中から先着順で選考することとなっております。

なお、市民農園施設に関しては農地法の特例により、開設者が認定計画に従って農地を農地以外のものにする場合又は農地以外のものにするため使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなすと規定されており、農地転用の許可は不要です。

本件につきましては、農園の位置及び規模、周辺の道路、下水道等の公共施設や周辺地域における営農条件および生活環境への影響、利用者の募集方法並びに選考方法等の要件は、市民農園整備促進法第7条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員

市民農園にトイレ、駐車場、駐輪場があるんですけど、実際市民農園2か所という形でやっていくわけですか。

議 長
農林課井筒君。

農林課

市民農園2か所あるのですが、トイレ、農機具倉庫、駐車場の台数とか基本的には市民農園整備促進法の中で数値基準がありますが、トータルで数が足りているかをみていきます。

ただ、トイレとか農機具倉庫についてそれぞれ北側の市民農園、南側市民農園にあり、わざわざ南側利用者が北側にはいかない形にはさせてもらっています。

南側の市民農園は、道路幅とか既設の倉庫が建っていて、間口が狭いので軽自動車専用。

駐車場台数については、南側に倉庫が建っているのでも、間口が狭いので軽自動車専用。

トータルでは台数は足りているようです。

北側駐車場に停めて70mほどなので、歩いて南側の農園を利用するというケースも想定しております。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員

基本的には、北側の農園を中心としているわけですね。

トイレは北と南両方設置して、駐車場とか駐輪場は北側に置いて南へ70m歩いてもらう。

議 長
農林課井筒君。

農林課

駐車場についてはその通りです。

駐輪場につきましては、それぞれ基準を満たした台数でいただいているので、駐

車場については北と南でトータルで基準台数ということになります。

矢頭委員

わかりました。

会 長

他にございませんでしょうか。私の方から質問します。

賃料1区画8,500円から19,000円ということですが、担当課農林課が開設者と調整された内容があったら報告をお願いします。

農林課

農機具とかは無料で貸すと考えられています。

農業指導をできたらやっていこうと考えておられます。

周辺の市民農園リサーチとか過去に市民農園整備促進法を利用して2つの農園が開園されており、現在の賃料とかを総合的に設定されたということです。

会 長

それと賃料を変更する場合は、また農業委員会に諮ってということもございます。

報告がありましたようにリサーチされたとのことでございますのでよろしくお願ひします。

議 長

他にご意見等がございませんでしたら、質疑を打ち切りまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園開設の認定にかかる農業委員会の決定について、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、4件。
以下、報告第4号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認、2件で
ございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。
よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に報告事項に移ります。

第46回茨木市農業祭の概要でございますが、農業祭実行委員会の検討状況につ
いて、大西ふるさと農業再生委員会委員長に報告をお願いします。

大西委員長

それでは、報告させていただきます。

9月27日に農業祭実行委員会がございまして、その委員の1人として会議に出
席しております。

お手元の資料で、3枚ホッチキスでとめたものがございますのでそれをご覧いた
だきたいと存じます。

茨木市農業祭は、今回で第46回となります。

開催日は、11月19日から20日の2日間、開催場所は、中央公園グラウンド
を使用いたします。

一昨年と昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催を見送って
いましたが、今年は3年ぶりに開催することになりました。

次に、各部会で検討されました内容について、当日の催し物を資料の1頁企画部
会、販売部会、農産物品評会部会、アトラクション部会、3頁の各種相談部会まで、
おおむね例年どおりの内容となっております。

今回は密を避けるため農協女性会によるバザーは実施されません。

また、実行連のコーヒーマットのテントでSDGsの取組を紹介するほか、午後からは
農業振興団体連合会のテントの空いた場所を利用して、追手門学院大学及び立命館
大学の学生による出店が計画されております。

地域農業と連携した研究活動を紹介する予定です。

詳細につきましては後程、お目通しいただきたいと思います。

皆様におかれましては、品評会への多数の出品を地域の農業者にお声掛けいた
だくなど、農業祭が盛大に開催されますようご協力をお願いしたいと思います。

また、私も農業委員会では、相談コーナーにおきまして、農地相談を受け持つ
こととなります。

後程、担当委員をお決めいただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、実行委員会の報告とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

議 長

報告が終わりましたので、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご質問等がございませんので、これで農業祭の報告を終わらせていただきます。

議 長

次に、その他の件でございますが、ただ今ご報告いただきましたとおり、農業祭当日、農業委員会は相談コーナーにおきまして、農地相談を行います。

つきましては、配布いたしております資料のとおり、担当いただく委員の選出をお願ひいたしたいと存じます。

恐れ入りますが、地域ごとに調整をお願ひいたします。

その間、暫時休憩いたします。よろしくお願ひします。

(午後 2 時休憩)

(午後 2 時10分再開)

議 長

それでは再開いたします。

調整いただきました結果をご報告いたします。

11月19日、土曜日、午前の部、9時から12時30分、北部地域、南野委員、南部地域、宮本委員、午後の部、12時30分から16時、丘陵地域、吉田公俊委員、中心地域、吉田好委員。

20日、日曜日、午前の部、9時30分から12時15分、丘陵地域、上田委員、中心地域、森委員、午後の部、12時15分から15時、北部地域、中井委員、南部地域、大川委員。それぞれよろしくお願ひします。

今回初めての委員さんもおられますが、よく相談があるのが、新規就農がしたい、農地買いたい、市民農園の場所を貸してほしい等が結構多いです。

職員もおりますので対応します。

それでは各委員よろしくお願ひいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、ふるさと農業再生委員会でございますが、11月10日、木曜日、午後1

時30分から、南館3階防災会議室で開催いたします。

次に、農業委員会だより編集委員会でございますが、11月14日、月曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に11月19日、20日の両日、第46回茨木市農業祭が開催されます。

来月の定例会でございますが、11月25日、金曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

それでは、これもちまして、令和4年10月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年10月24日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名ずみ

署 名 委 員

署名ずみ

署 名 委 員

署名ずみ
